

お知らせと情報

暮らしのお知らせ

新型コロナウイルス感染症情報

【子育て世帯を支援】

▶ 新生児特別定額給付金

子どもを出産し育児に取り組む子育て世帯に対して、経済的な負担軽減を図るため、1人につき、10万円を支給します。

対象者：令和2年4月28日～

令和3年4月1日生まれの方

健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



【高齢者などを支援】

▶ PCR検査費用の一部助成（電話予約必須）

重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方が検査を希望する場合、費用の一部を助成します。

対象者（発熱症状のある方などは除きます）

本市に住居登録があり、次のいずれかに該当する方

◎検査日時時点で65歳以上の方

◎基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患など）のある65歳未満の方

◎肥満（BMI30以上）の65歳未満の方

BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

検査日	予約受付期間
5月10日(日)	4月26日(日)～5月7日(金)
5月17日(日)	5月10日(日)～14日(金)
5月24日(日)	5月17日(日)～21日(金)
5月31日(日)	5月24日(日)～28日(金)

電話予約：平日(日)～(金)／午前9時～午後5時

検査方法：唾液を採取(費用3,000円)

※検査時間は電話の際に決定します。

介護長寿課(千代田庁舎)



【感染症予防対策】

▶ いばらきアマビエちゃんの登録

陽性者が発生した場合に、その陽性者と接触した可能性がある方に注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ります。



▶ 発熱などの症状がある方は

かかりつけ医などの身近な医療機関に電話連絡をした上、受診してください。かかりつけ医がない場合などについては、受診・相談センターにご相談ください。

茨城県庁 ☎ 029-301-3200

土浦保健所 ☎ 029-821-5342(平日)



生活支援情報



事業支援情報



ホームページ



ホームページ



新型コロナワクチンの接種情報

4月のワクチン供給量が限られ、当面、各市町村の入所系福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の数や1月以降の新規陽性者数などにより、配分が決まります。(令和3年3月31日現在)

▶ 新型コロナワクチン接種の流れ（想定）

- ①接種券が届く
- ②予診票が届く
- ③予約（電話または専用サイトから予約）

1. 接種会場を選ぶ

2. 日程を選ぶ

◎コールセンター ☎ 029-853-0771

平日/午前9時～午後5時(祝日を除く)

◎予約専用サイト

<https://jump.mrso.jp/082309/>



3. 会場で接種

【持参するもの】

◎接種券◎予診票◎本人確認ができるもの(健康保険証または運転免許証)◎予約確認書または予約確認メール

※詳細は市ホームページをご覧ください。

健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



燃やすごみの指定ごみ袋の導入を予定

現在、本市の燃やすごみは、【透明】もしくは【半透明】の袋でのごみ出しとなっていますが、適切でない袋によるごみ出しや地域外から持ち込まれたごみ出しなどの状況を解消することに加え、分別促進やごみの減量化・資源化を図ることを目的に、令和3年10月から【燃やすごみの指定ごみ袋】の導入を予定しています。デザインなどの詳細は今後お知らせします。

環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

都市計画区域マスタープラン案の縦覧

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」に係る都市計画の案について、縦覧を行います。案に対しご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

案の内容：都市計画区域マスタープランの変更

縦覧期間：5月17日(日)～31日(日) ※閉庁日を除く

縦覧場所：都市整備課、茨城県都市計画課

※提出先などの詳細は市ホームページを

ご覧ください。

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

茨城県都市計画課 ☎ 029-301-4592



耐震改修促進計画を一部改訂

市では、地震による建築物などの被害軽減を図り、市民の生命と財産を保護するため、「かすみがうら市耐震改修促進計画」を策定しています。

【改訂内容】

▶ 計画期間の延長

国の基本方針ならびに茨城県の計画との整合を図るため、現計画期間を1年間延長します。

現行：平成28年度～令和2年度

改正：平成28年度～令和3年度

※期間延長に伴う目標値などの変更は行っていません。

▶ 危険ブロック塀等撤去費補助事業の追記

※詳細は市ホームページをご覧ください。

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)



危険なブロック塀などの撤去費用を補助

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀などの倒壊被害を未然に防止するため、道路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀などの撤去工事費用の一部を補助します。

事業期間：令和3年度～令和6年度

(期間限定で補助申請を受け付け)

※令和3年度は、11月30日(木)まで

補助金額：次のいずれかで最も低い金額

(消費税含む)

◎補助対象経費(補助事業に要する額)の3分の2

◎撤去する危険ブロック塀などの延長に1メートル当たり1万円を乗じた額の3分の2

◎10万円(上限額)

補助対象：市が実施する調査で、倒壊の危険があり、

その倒壊によって避難経路で通行する方に被害を及ぼすおそれがあるブロック塀など



※補助要件など詳細は市ホームページをご覧ください。

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)



乗合タクシー料金改定のお知らせ

デマンド型乗合タクシーとは、ご希望の時間帯を予約して、他の予約者と乗合をしながら、自宅前から目的地近くの指定乗降箇所までご利用できるタクシーです。令和3年7月から、持続可能な公共交通体系とするため、デマンド型乗合タクシーの料金を改定します。

1乗車：600円

障がい者・介護者・小学生：半額/未就学児：無料

※乗り継ぎの場合は、2乗車分の運賃となります。

※利用方法などの詳細は市ホームページ

をご覧ください。

政策経営課(千代田庁舎)



通学定期券購入費の一部助成

県内や県外の大学・専修学校などに鉄道を利用して通学する学生の保護者を対象に、通学定期券の購入費の一部を助成します。

助成要件

① 鉄道を利用して大学院、大学、短期大学、専修学校(予備校など)の修業年限が1年未満の学校は除きます)または、高等専門学校に通う学生の保護者(申請者)であること

② 学生とその保護者が市内に住居登録があること

③ 学生の年齢が18歳以上30歳以下であること

対象となる定期券

① 東日本旅客鉄道株式会社、その他の鉄道会社が発行する通学定期券(Suica定期券、磁気定期券、モバイルSuica定期券、その他ICカード定期券)

② 定期券有効期限が令和3年4月1日以降のもの

申請方法

申請書に必要事項を記入し、書類(学生証の写しや在学証明書の写し、通学定期券の写しなど)とはんこを持参の上、政策経営課で申請手続きをしてください。

※その他詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

政策経営課(千代田庁舎)



有料広告欄



お知らせと相談

暮らしのお知らせ

軽自動車税（種別割）の減免申請について

身体に障がいのある方などが所有する軽自動車、一定要件を満たす場合には軽自動車税（種別割）が減免されます。毎年申請が必要です。期限内に申請してください。

申請場所：税務課、霞ヶ浦窓口センター

申請期限：5月31日

☎ 税務課（千代田庁舎）

自動車税（種別割）の納期限について

自動車税（種別割）は、4月1日現在で自動車を所有（割賦販売契約の場合は使用）している方に課税されます。令和3年度の納期限は5月31日です。納期限までに、お近くのコンビニや金融機関、県税事務所で必ず納付してください。スマホ決済（PayB、PayPay、LINEPay）や「Yahoo! 公金支払い」のサイトへ接続し、クレジットカードでの納付（納期限まで利用可能で、1件当たり330円の手数料がかかります）も可能です。

※納付方法などの詳細は納税通知書に同封されているお知らせをご覧ください。

☎ 茨城県土浦県税事務所収税第一課

☎ 029-822-7205

湖山ポイント（地域ポイント）の終了

定住人口・交流人口の増加および消費喚起による市内経済の活性化を目的とした『かすみがうら市湖山ポイント（地域ポイント）』事業は、10月で終了することとなりました。湖山ポイントの利用期限は、9月30日（日）までとなりますので、ポイントをお持ちの方は、期限内にご利用ください。

利用可能店舗は、「湖山ウォレット」アプリ内メニューの「お店」からご確認ください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）



タイムカプセル埋蔵品の展示と返却

20年振りに掘り起こされたタイムカプセルの中の埋蔵品（当時の資料やはがき、手紙、小中学生のときに書いた作文など）の展示を行います。また、展示品の返却も行いますので、係員までお声掛けください。期間中に返却できなかった展示品は、郵送などで返却する予定です。



場所：あじさい館

期間：4月27日（日）～5月9日（日）

午前9時～午後5時（休館日除く）

※返却には本人確認ができるもの（免許証など）が必要です。

☎ 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）

令和3年度保険料率のお知らせ

令和3年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率は、9.74%に引き下げとなり、介護保険料率は、1.80%に引き上げとなりました。「インセンティブ（報奨金）制度」により、支部ごとの加入者および事業主の健康に対する取り組みが2年後の健康保険料率に反映されます。皆さんが健診を受診したり、ジェネリック医薬品を使用することで反映されますので、ご協力をお願いします。

☎ 協会けんぽ茨城支部企画総務グループ

☎ 029-303-1580

募集のお知らせ

「うにゃ」に誕生日を祝ってほしい方を募集

毎月1人限定で、「かすみがうにゃ」が誕生日をお祝いに行きます。応募の際は、応募者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスと誕生日の方の氏名、住所、生年月日などを記載の上、ご応募ください。

対象：市内在住の6月生まれの方

※詳細はホームページをご覧ください。

☎ 観光課（霞ヶ浦庁舎）



自衛官一般曹候補生を募集

受験資格：18歳以上33歳未満の方

受付期限：5月11日（日）

試験期日：5月21日（日）～30日（日）の指定された1日
※詳細はお問い合わせください。

☎ 自衛隊茨城地方協力本部土浦地域事務所

☎ 029-821-6986

相談のお知らせ

行政相談所を開設

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、行政に関する相談の解決のための活動を行っています。暮らしの中で困っていることや悩みごとがありましたら、気軽にご相談ください。

日時：6月10日（日）

午前10時～正午／午後1時～3時

場所：あじさい館

委員：坂本千一委員（加茂）、小倉征夫委員（新治）

☎ 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）

法律相談（要予約／電話受付順）

不動産、家庭の問題、相続、消費者問題、交通事故などについて、弁護士が無料でアドバイスします。

▶ 5月13日（日）／午後1時～午後2時／働く女性の家

▶ 5月27日（日）／午後1時～午後2時／あじさい館

※ 5月6日（日）午前8時半から予約開始

☎ 社会福祉課（千代田庁舎）

家庭児童相談（要予約）

家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育や育成、養護、DV、虐待、非行などに関するご相談をお受けします。

▶ 月～金（祝除く）／午前8時半～午後5時／

千代田庁舎

☎ 子ども家庭課子ども未来室（千代田庁舎）

結婚相談（要予約）

市婚活サポートセンターでは、結婚に関する相談業務や結婚を希望される方の出会いの場などを提供しています。まずはご相談ください。

▶ 毎週（日）／午後1時～8時／霞ヶ浦庁舎

▶ 毎週（日）／午前10時～午後5時／霞ヶ浦庁舎

☎ 市婚活サポートセンター ☎ 029-897-1111

※感染症の影響により、中止となる場合があります。

コロナ差別に関する電話相談

感染者やその家族、医療従事者などへの差別は許されません。もしも、コロナ差別を受けたり、見かけたりしたら、相談窓口までご相談ください。

県民向け（特設人権相談）☎ 029-301-2613

学校関係（いじめ・体罰）☎ 029-823-6770

なんでもかんでも相談（要予約）

ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談経験のある相談員がお受けします。

▶ 5月15日（日）／午後1時半～やまゆり館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

心配ごと相談（要予約）

市民の方の悩みや不安などに対して、相談員が助言や関係機関の紹介を行います。

▶ 5月12日（日）／午後1時半～働く女性の家

▶ 5月26日（日）／午後1時半～あじさい館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

教育支援相談（要予約）

配慮が必要な子どもたちの保護者を対象に、相談員が専門的な立場から、発達や就学などの相談をお受けします。

▶ 5月19日（日）／午後1時～5時／霞ヶ浦庁舎

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327

語り場「らくだカフェ」

認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰でも気軽に参加でき、和やかに集う「カフェ」です。

集まって語り合うことで、悩みごとなどを共有してホッと一息できる場所です。

▶ 5月の開催は見送りとなります。

☎ 地域包括支援センター ☎ 029-898-9110

無料結婚相談会

結婚を希望される方や考えている方、ご両親など、無料でご相談をお受けします。

日時：5月16日（日）

場所：石岡市東地区公民館（石岡市東石岡4-6-24）

持ち物：身上書、写真（L判1枚）

☎ マリッジサポーター県南・石岡地域支部

☎ 0299-23-3829

有料広告欄



暮らしのお知らせ

～ Information ～

2021年 5月 May

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

税金の納付は口座振替やスマホアプリで！

口座振替は、市税などを金融機関などの預貯金口座から納期限の日に自動振替で納付ができます。

スマホ決済アプリ (PayPay、LINEPay、PayB) は、自宅や事務所から外出せずに、いつでもどこでも簡単に市税などが納付できます。

納税課 (千代田庁舎)



国民年金マメ知識

みんなで支える国民年金

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えから作られた仕組みです。若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取ったときや病気・けがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに、年金を受け取ることができる制度です。

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める制度です。国が運営するため、経済情勢に左右されず、安定した年金の給付が生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気やけがで障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

【令和3年度国民年金保険料：月額 16,610円】

保険料の納付にはお得な前納制度や口座振替をご利用ください。未納のままにしておくと、老齢年金や障害年金などが受給できないことがあります。忘れずに納めましょう。

国保年金課 (千代田庁舎)

◆窓口延長 千代田庁舎：毎週木曜日午後7時まで

◎閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

■納期限

- 4月30日 固定資産税1期
- 4月30日 介護保険料1期
- 5月31日 軽自動車税(種別割)全期

消費生活ホットライン

店舗での買い物はクーリング・オフできません

【事例1】 見守り新鮮情報第387号抜粋事例

1週間前に夫が店舗で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいという。調整してもらったが改善しないので、クーリング・オフしたい。できるだろうか。

【事例2】 見守り新鮮情報第387号抜粋事例

1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたとこ、できないといわれた。クーリング・オフできないのか。

▶ひとこと助言

- 店舗での購入は、クーリング・オフできません。
- クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘など、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合に、一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律などで決められています。

【消費生活のお困りごと】

▶悪質商法、架空請求などの契約トラブル、商品サービスの安全性など消費生活に関するご相談は何でも承ります。

時間 午前9時～正午/午後1時～4時

①困 場所：霞ヶ浦庁舎

②困 場所：勤労青少年ホーム

☎ かすみがうら市消費生活センター(霞ヶ浦庁舎)

☎ 029-897-1111



消費生活センターHP

ワクチン詐欺にご注意ください

「ワクチン接種に予約金が必要」「追加料金を払えば効果の高いワクチンが接種できる」「ワクチンの数が想定よりも少ない。接種希望者から料金を取ることになった」などの電話は、全て詐欺です。市役所や保健所の職員が、ワクチンの接種に関して金銭を要求することは絶対にありません。困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン「☎188」にご相談ください。

健康づくり増進課 ☎029-898-2312

SPORTS INFORMATION

スポーツインフォメーション

今月のテーマ オリンピックの歴史



☎ スポーツ振興課 ☎029-898-9907



古代オリンピックとは？

古代オリンピックの起源は、紀元前9世紀ごろに古代ギリシャのエリス地方(エーリスとも表記)で開催されていた「オリンピア(オリュンピアとも表記)祭典競技」だといわれています。当時のオリンピックは、ヘレニズム(※)の宗教行事であり、ギリシャ神話にまつわる多くの神々を崇拝するために、神域で体育や芸術の競技祭を行っていました。

※ヘレニズム(Hellenism)…古代ギリシャの文化や思想のこと。



古代オリンピック種目とは？

古代オリンピックで初めて行われていた競技は、約190mを走る短距離走、「1スタディオン」でした。第1回大会から第13回大会までは、この競走の1種目だけで、現在の陸上競技場を細長くした長さ約190m、幅約28mの直線路で行われました。一度に20人程が走り、「ゴールに誰の身体が一番速く

移動できるか」を競ったとてもシンプルな競技で、「100m競走」の原点といわれています。

その後、1スタディオンの他に、2スタディオン(ディアウロス)競走(現代の400mに相当)やレスリング、ボクシング、戦車競走などのほか、総合格闘技や五種競技(=短距離走、幅跳び、円盤投げ、やり投げ、レスリング)などが追加されました。



総合型地域スポーツクラブに参加しませんか

総合型地域スポーツクラブでは、さまざまなスポーツ体験などを実施しています。ぜひ、ご参加ください。

大和 ☎090-2417-8502(なかよしスポーツ)

高田 ☎090-2420-7846(エンジョイスports)



●市内体育施設のご案内

体育施設一覧などの詳細は、ホームページをご覧ください。



シリーズ：環境問題を考える

☎ 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

今月のテーマ 『環境美化について考える』



～環境美化で住みよい地域を目指す～

市には、環境美化に関する条例があります。この条例は、地域の環境保全の推進および美観の保護を図り、環境に配慮した住民活動を促し、環境に調和した地域社会を構築することを目的としています。

市民の皆さんが、良好な環境の保全および創造に自ら努め、環境美化の促進にご協力いただくことで、より良い地域になることを目指します。

飼い犬のふん害防止

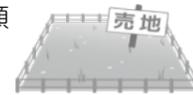
飼い犬が屋外で、ふんを排せつした場合には、そのまま放置してはいけません。屋外で運動させる場合は、必ず鎖、綱などでつなぎ、制御できるようにし、散歩の際は、ふんを処理するための用具を携行し、公共の場所や他人の土地、建物などを汚したときは、すぐに処理をするようお願いします。



一人ひとりが日常生活を見直し、行動することで、きれいなまちになります。ごみを減らし美しいまちづくりを目指していきましょう。

空き地の管理の適正化

空き地の所有者などは、空き地が危険状態にならないよう適正に管理しなければなりません。空き地に雑草が繁茂したままの状態を放置すると、衛生上だけでなく、防犯・火災予防の観点からも多くの問題が発生してしまいます。土地の所有者の方には、定期的な草刈りなど、適正な管理をお願いします。



ごみの投げ捨てを禁止

空き缶やごみなどを投げ捨ててはいけません。不法投棄は、景観を損ね、通行の妨げになるだけでなく、川や湖、土壌などの環境汚染を引き起こすことにもつながります。マナーを守り、美しい自然環境を保全しましょう。

